

決 定 書 (案)

住 所
異 議 申 立 人 名

異議申立て人が平成26年11月11日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

川崎市教育委員会が、平成26年9月30日付けで異議申立て人に対して行った開示の対象となる公文書には当たらないとする文書不存在を理由とする開示請求拒否処分を変更し、既に廃棄済みであることの物理的不存在を理由とする開示請求拒否処分とする。

理 由

1 開示請求内容及び異議申立ての経緯

開示請求内容及び異議申立ての経緯は、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から平成27年12月22日付け27川情個第41号をもって答申された別添写し「公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）」（以下「答申書」という。）の「2 開示請求内容及び異議申立ての経緯」のとおりである。

2 決定の理由

本件異議申立てに対し、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第22条第2項の規定に基づき、審査会の答申の趣旨を尊重して審査を行った結果、主文のとおり決定するものであり、決定理由は別添答申書の「5 審査会の判断」と同様である。

よって、本件異議申立ては理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項の規定により、主文のとおり決定する。

平成28年2月 日

川崎市教育委員会
委員長 嶋 正人